



基礎セミナー  
2018年12月20日開催！

## アコード租税総合研究所基礎セミナー 消費税法上の「事業」概念

過去2度にわたり延期されてきた消費税増税も、いよいよ本格的に動く見込みといわれています。いわゆる複数税率の導入や、キャッシュレス推進のためのポイント付与、その他、低所得者対策のためのプレミアム商品券発行など、日々、消費税増税を巡る多くの報道がなされていることは周知のとおりです。

このような実務上のポイントを抑えていくことはもちろん不可欠ですが、その一方で、消費税の土台に関する議論がなかなか聞こえてこないことに若干の不安を覚えます。消費税法は、事業者が「事業」として行う財貨・サービスの提供を課税対象としていますが、ここでの「事業」とは、そもそも何を指しているのでしょうか？この議論は、消費税法の根本にある議論といっても過言ではありません。例えば、不動産貸付を業とする者が自動販売機を有しているだけで、消費税法上の「事業」者に該当するという理解は妥当なのでしょうか。この度の基礎セミナーでは、この消費税法の根幹である「事業」概念について、酒井克彦所長が分かりやすく解説をいたします。

アコード租税総合研究所の基礎セミナーは、これまで夜に開催してきましたが、今回は、14時からの開催となります。今まで夜の時間帯にはなかなか足を運べなかった皆さまのご参加もお待ちしております！

日 時： 2018年12月20日(木) 14:00～16:00

講 師： 酒井克彦（当研究所所長・中央大学教授・博士(法学)）

場 所： 都内会場予定

受講料： 一般 10,000円 会員1,000円（入会ご希望の方は事務局までご連絡ください。）  
YouTube受講も可能です。

お申込： 下記URLまたはQRコード、FAXよりお申込みください。

<http://bit.ly/kiso181220>



ご芳名	アコード租税総合研究所会員... <input type="checkbox"/> (✓を入れてください)		
ご住所			
TEL		FAX	
E-mail			

**FAX : 042-806-9844**

一般社団法人アコード租税総合研究所

TEL. 042-806-9843 E-mail. honbu@at-i.info <http://accordtax.net/>

\* 同業競合他社の方のご参加はお断りしております \*